

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により令和 6 年 11 月から令和 7 年 1 月に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

## 財政援助団体等監査の結果

令和7年2月28日

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

#### (2) 対象団体

- ア 出資・出捐団体 (県が資本金等を4分の1以上出資等している32団体のうち、11団体)
- イ 補助金等交付団体(県が企業や市町村等に交付した1,000万円以上の補助金等1,704件のうち、26件(18団体))
- ウ 指定管理者 (40指定管理者のうち、10指定管理者)  
(注) 出資・出捐団体及び指定管理者は令和6年4月1日時点、補助金等交付団体は令和5年度について記載

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

#### (1) 出資・出捐団体

- ア 設立目的に沿った団体運営が行われ、経営状態は良好か。
- イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

#### (2) 補助金等交付団体

- ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。
- イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。

#### (3) 指定管理者

- ア 協定書に沿った施設運営が行われ、事業効果を発揮しているか。
- イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠した。同基準、監査基本要綱及び財政援助団体等選定基準に基づき選定した39団体について、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行うとともに、うち2団体については、監査専門委員を選任して専門的な事項の調査を行い、それらの結果を踏まえて、監査委員が実地又は書面により監査を実施した。

### 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり18団体において20件の指摘事項及び6件の指導事項並びに8所管機関において10件の指摘事項及び2件の指導事項が見受けられたので、表2-2、2-3、3-2、3-3、4-2及び4-3のとおり対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表 1 (監査実施団体数及び指摘等件数)

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数				
		指摘等 有り		指摘 事項	指導 事項	検討 事項		指摘 事項	指導 事項	検討 事項
出資・出捐団体	11	8	11	8	3	0	1	1	0	0
補助金等交付団体	18	3	4	4	0	0	4	4	0	0
指定管理者	10	7	11	8	3	0	7	5	2	0
合 計	39	18	26	20	6	0	12	10	2	0

(注) 指摘等の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は団体の監査の結果として所管機関に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2-1 出資・出捐団体 (11 団体) 及び所管機関

	実施団体名	所管機関名	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1	一般財団法人 世界遺産白川郷合掌造り保存財団	地域振興課	11月25日	実地	10月10日	実地
2	一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	情報システム課	12月24日	実地	10月31日	実地
3	公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター	商工・エネルギー政策課	1月9日	実地	10月24日 及び25日	実地
4	株式会社 ブイ・アール・テクノセンター	産業デジタル推進課	1月8日	実地	11月27日 及び28日	実地
5	公益財団法人 セラミックパーク美濃	地域産業課	1月10日	実地	11月19日 及び20日	実地
6	一般社団法人 岐阜県農畜産公社	農政課	12月24日	実地	10月29日 及び30日	実地
7	公益社団法人 岐阜県森林公社	森林保全課	11月26日	実地	10月1日	実地 専門
8	公益社団法人 木曾三川水源造成公社	森林保全課	11月26日	実地	10月4日	実地
9	岐阜県土地開発公社	用地課	12月24日	実地	10月21日 及び22日	実地 専門
10	岐阜県住宅供給公社	住宅課	12月24日	実地	11月14日 及び15日	実地
11	公益財団法人 岐阜県暴力追放推進センター	組織犯罪対策課	1月15日	書面	10月1日	書面

(注) 専門：監査専門委員による予備監査を実施したもの

表 2-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名	区分	内容
一般財団法人 世界遺産白川郷合掌造り保存財団	指摘事項	除雪用ホイールローダーに係る賃貸借契約及び検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 競争入札を行うべきところ、理由を明確にしないまま、随意契約を行っていた。 2 契約金額が50万円を超えるにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 3 検査調書を作成すべきところ、これを作成していなかった。
一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	指摘事項	システム調達に係るリース契約事務において、競争入札を行うべきところ、理由を明確にしないまま、見積合わせによる随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人 セラミックパーク美濃	指導事項	令和5年度の決算において、令和5年11月及び令和6年3月に取得した什器備品2件に係る耐用年数の適用を誤っていたことにより、減価償却費が4,706円過少となっていたので、今後は適正に処理されたい。
一般社団法人 岐阜県農畜産公社	指摘事項	令和5年度の決算において、一部職員について勸奨定年支給率(会社都合支給率)にて期末要支給額を算定していたことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産をそれぞれ44,059,566円としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場で使用する肥料の売買契約に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。
公益社団法人 岐阜県森林公社	指摘事項	令和5年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 分収造林補助金形成資産及び分収造林森林資産に係る当該年度の減少額(無償譲渡によるもの)として、当該年度ではなく前年度の減少額(実績額)を計上していた。 2 財務諸表に対する注記において、既に存在しない森林資産の回収能力見込額を算定したことや、契約期間60年の森林資産を100年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定したことにより、回収能力見込額を7,891,747,000円としていた。 3 財務諸表に対する注記において、前回指導したにもかかわらず、満期保有目的の債券の時価を55,188,400円とすべきところ、一部の債券について券面額と混同したことなどにより、55,566,600円と誤って記載していた。
公益社団法人 木曾三川水源造成公社	指摘事項	令和5年度の決算において、退職手当の支給割合や調整額の計算を誤ったことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産をそれぞれ20,961,995円としていたので、今後は適正に処理されたい。

	指摘事項	<p>令和5年度の財務諸表に対する注記において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既に存在しない森林資産の回収能力見込額を算定したことや、契約期間60年の森林資産を100年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定したことにより、回収能力見込額を6,147,228,000円としていた。</li> <li>2 第335回利付国債の時価(170,384,370円)を記載すべきところ、券面額を表記するものと認識していたことにより、170,000,000円と誤って記載していた。</li> <li>3 キャッシュ・フロー計算書の注記において、当期末における預入期間が3か月を超える定期預金を0円とすべきところ、記載の対象でない定期預金を含めたことにより、23,162,000円と誤って記載していた。</li> </ol>
岐阜県土地開発公社	指導事項	立替金の支払事務において、岐阜県土地開発公社立替金事務取扱要領に基づき、あらかじめ所属長(企画開発部長)の承認を受けていたものの、事前決裁書により収支等命令者(総務部長)の決裁を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜県住宅供給公社	指摘事項	<p>令和5年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家賃等貸倒引当金について、令和5年度末の賃貸住宅等管理事業未収金2,927,720円の2分の1以下とすべきところ、1,463,861円としていた。</li> <li>2 退職給付引当金について、財務諸表の注記事項に記載されている会計処理方法とは異なる方法にて、73,649,998円を計上していた。</li> </ol>
	指摘事項	美濃加茂第1県職員アパート解体工事において、受注者が解体作業後の周辺の家屋調査を工期内に実施せず、出来高不足の状態ですべて完了届を提出していたにもかかわらず、検査を行った結果、契約が適正に履行されたとして当工事を合格としていたため、今後は適正に処理されたい。

表2-3 (所管機関に対する指摘事項の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
森林保全課 【公益社団法人岐阜県森林公社】 【公益社団法人木曾三川水源造成公社】	指摘事項	<p>公益社団法人岐阜県森林公社及び公益社団法人木曾三川水源造成公社については、平成30年度の包括外部監査における意見を踏まえ、年度ごとの事業計画の開示や森林資産の回収能力見込額の算定の精緻化等について公社を指導するとともに、その経営状況について四半期ごとにモニタリングすることとしている。</p> <p>しかしながら、令和5年度の分収造林森林資産の回収能力見込額について、分収造林森林資産の実在性が十分確認されておらず、契約期間60年の森林資産を100年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定されていたため、回収能力見込額の算定の精緻化等について指導を徹底されたい。</p>

表3-1 (補助金等交付団体(18団体)及び所管機関)

実施団体名		【所管機関名】 補助金等の名称	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1	学校法人華陽学園	【デジタル戦略推進課】 ぎふ地域DX推進補助金	1月28日	書面	12月16日	実地
2	学校法人岐阜済美学院	【私学振興・青少年課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金 岐阜県私立高等学校等就学支援補助金 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	1月28日	書面	12月4日	実地
3	学校法人福田学園	【私学振興・青少年課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金 岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	1月28日	書面	12月5日	実地
4	学校法人石榑学園	【私学振興・青少年課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金	1月28日	書面	12月17日	実地
5	岐阜県厚生農業協同組合連合会	【医療整備課】 医療機関統合再編施設整備費補助金 岐阜県医療施設等施設整備費補助金 (地域災害拠点病院施設整備費補助金)	1月28日	書面	12月10日	実地
6	社会医療法人清光会	【医療福祉連携推進課】 岐阜県医療施設等設備整備費補助金	1月28日	書面	12月19日	実地
7	社会福祉法人五常会	【高齢福祉課】 岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金	1月28日	書面	12月16日	実地
8	一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会	【障害福祉課】 岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金 (福祉メディアステーション事業補助金) (ぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金)	1月28日	書面	12月10日	実地
9	社会福祉法人合掌苑	【子ども家庭課】 岐阜県児童福祉等対策事業補助金	1月28日	書面	12月4日	実地
10	山口鋼業株式会社	【商工・エネルギー政策課】 岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金	1月28日	書面	12月19日	実地
11	株式会社アイシン 株式会社アイシン瑞浪	【企業誘致課】 岐阜県大規模空き工場企業誘致補助金	1月28日	書面	12月3日	実地
12	株式会社宏栄精機工業	【地域産業課】 岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金	1月28日	書面	12月9日	実地
13	岐阜県農業再生協議会	【農産園芸課】 肥料高騰対策資源活用推進事業費補助金	1月28日	書面	12月23日	実地
14	恵那市有害鳥獣被害対策協議会	【農村振興課】 岐阜県農業振興事業補助金 (鳥獣被害防止総合対策事業費補助金)	1月28日	書面	12月12日	実地
15	西南濃森林組合	【西濃農林事務所】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (森林整備事業：森林環境保全直接支援事業) (森林整備事業：森林作業道)	1月28日	書面	12月5日	実地

		清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金 (環境保全林整備事業)				
16	飛驒産業株式会社	【県産材流通課】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (県産材安定供給システム構築整備事業)	1月28日	書面	12月3日	実地
17	名阪近鉄バス株式会社	【公共交通課】 岐阜県バス運行対策費補助金	1月28日	書面	12月9日	実地
18	飛驒小坂観光協会	【飛驒県事務所】 「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金 (「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」応援事業)	1月28日	書面	12月12日	実地

表3-2 (団体に対する指摘事項の内容)

団体名	区分	内容
学校法人福田学園	指摘事項	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、本来は計上してはならない生徒が負担すべき修学旅行代が管理経費(旅費交通費)に計上されており、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人五常会	指摘事項	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金において、誤った延べ床面積と定員数を用いて補助金額を算出したことにより、補助金467,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会	指摘事項	福祉メディアステーション事業補助金において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 職員設置費(給料、共済費及び賃金)について、重複して未払金を計上したことや記載を誤ったことにより、補助金306,945円が過大受給となっていた。 2 報酬、旅費、役務費、使用料及び負担金として計上すべき補助対象経費について、実績報告書に需用費として計上されていた。
	指摘事項	ぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の事業収支決算書について、総事業費や補助対象経費の計上誤り等の不備が見受けられた。 (1) 証拠書類(総勘定元帳)と異なる勘定科目で計上されているものがあった。 (2) 消耗品費及び通信運搬費の額が正しく計上されていなかった。 2 会計事務において、協会規程上必要な事務の未実施や書類の未作成等の不備が見受けられた。 (1) 100万円を超える会場設営契約について、随意契約の理由が明確でないものがあった。 (2) 契約金額が100万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。 (3) 事業完了の検査や検査調書を作成したことが確認できないものがあった。

	(4) 経費支出伺書について、勘定科目(款・項・目)の一部が記載されていないものが散見された。
--	---

表3-3 (所管機関に対する指摘事項の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
私学振興・青少年課 【学校法人福田学園】	指摘事項	学校法人福田学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、本来は計上してはならない生徒が負担すべき修学旅行代が管理経費(旅費交通費)に計上されていたにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
高齢福祉課 【社会福祉法人五常会】	指摘事項	社会福祉法人五常会に対する岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金において、誤った延べ床面積と定員数を用いて補助金額が算出されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、補助金467,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
障害福祉課 【一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会】	指摘事項	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会に対する福祉メディアステーション事業補助金において、次の不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 職員設置費(給料、共済費及び賃金)について、重複して未払金を計上したことや記載を誤っていたことにより、補助金306,945円が過大交付となっていた。 2 報酬、旅費、役務費、使用料及び負担金として計上すべき補助対象経費について、実績報告書に需用費として計上されていた。
	指摘事項	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会に対するぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金において、次の不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の事業収支決算書について、総事業費や補助対象経費の計上誤り等の不備が見受けられた。 (1) 証拠書類(総勘定元帳)と異なる勘定科目で計上されているものがあった。 (2) 消耗品費及び通信運搬費の額が正しく計上されていなかった。 2 会計事務において、協会規程上必要な事務の未実施や書類の未作成等の不備が見受けられた。 (1) 100万円を超える会場設営契約について、随意契約の理由が明確でないものがあった。 (2) 契約金額が100万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。 (3) 事業完了の検査や検査調書を作成したことが確認できないものがあった。 (4) 経費支出伺書について、勘定科目(款・項・目)の一部が記載されていないものが散見された。

表 4-1 (指定管理者(10 団体)及び所管機関)

実施団体名		【所管機関名】 施設名称	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1	川辺町	【地域スポーツ課】 岐阜県川辺漕艇場	1月15日	書面	10月1日	書面
2	乗鞍国際観光株式会社	【環境生活政策課】 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍 鶴ヶ池駐車場	1月15日	書面	10月8日	実地
3	トータルメディア中電ク ラビス科学サービス	【文化伝承課】 岐阜県先端科学技術体験センター	1月10日	実地	11月12日	実地
4	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【高齢福祉課】 岐阜県立寿楽苑	1月8日	実地	11月6日	実地
5	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【障害福祉課】 岐阜県立陽光園	1月8日	実地	11月7日	実地
6	一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会	【障害福祉課】 岐阜県聴覚障害者情報センター	1月9日	実地	11月25日	実地
7	株式会社 ブイ・アール・テクノセンター	【産業デジタル推進課】 テクノプラザものづくり支援センター	1月8日	実地	11月27日 及び28日	実地
8	公益財団法人 セラミックパーク美濃	【地域産業課】 セラミックパークMINO	1月10日	実地	11月19日 及び20日	実地
9	一般社団法人 岐阜県農畜産公社	【畜産振興課】 岐阜県東濃牧場	12月24日	実地	10月29日 及び30日	実地
10	郡上市	【里川・水産振興課】 清流長良川あゆパーク	11月26日	実地	10月17日	実地

表 4-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名 【施設名称】	区分	内容
川辺町 【岐阜県川辺漕艇場】	指摘事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、前回指導したにもかかわらず、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立寿楽苑】	指導事項	岐阜県立寿楽苑の管理運営業務において、岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立陽光園】	指導事項	岐阜県立陽光園の管理運営業務において、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。
一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 【岐阜県聴覚障害者情報	指摘事項	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき事務処理を行うべきところ、次の

センター】		<p>不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設附属備品について、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。</li> <li>2 基本協定書及び岐阜県聴覚障害者情報センター管理運営業務仕様書において1 備品265千円以上の必要な賠償保険に加入することとされているが、賠償保険に加入すべき備品が明確化されておらず、基本協定書等の水準を満たす賠償保険に加入している備品はなかった。</li> </ol>
	指摘事項	映像編集機器のリース契約事務において、理由を明確にしないまま随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	<p>現金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 切手代の現金収入について、領収証を発行していなかった。</li> <li>2 全国統一要約筆記者認定試験受験料について、現金領収日と現金出納帳の入金日に1日かい離があった。</li> </ol>
株式会社 ブイ・アール・テクノセンター 【テクノプラザものづくり支援センター】	指摘事項	<p>指定管理業務における現金管理において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として現金受領の都度、入金伝票により処理し記録しなければならないところ、これを行っていなかった。</li> <li>2 利用者から徴収した会場代等の現金を、経理責任者ではなく研修部で保管していた。</li> <li>3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合しなければならないところ、これを行っていなかった。</li> </ol>
公益財団法人 セラミックパーク美濃 【セラミックパークMINO】	指摘事項	セラミックパークMINOの管理運営業務において、施設管理が十分に行われていなかったため、来館者の車両を損傷させた毀損事故が発生し、損害賠償金50,501円（施設賠償責任保険）が支払われていたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	昇降機保守点検業務契約において、業務の内容書に基づき、毎月エレベーターリモート点検報告書の提出を受け、検査を行い委託料を支払うべきところ、令和6年2月分の同報告書が遅延して提出がない状況において、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。
郡上市 【清流長良川あゆパーク】	指摘事項	<p>清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。</li> <li>2 清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書に基づき、鍵管理台帳を作成し、施設の鍵の管理・保管を行うべきところ、鍵管理台帳を作成していなかった。</li> </ol>

	指摘事項	清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約の対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から 15 日以内に支払うべきところ、これを経過しているものが複数認められ、うち 1 件については遅延利息が支払われていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
--	------	---

表 4-3 (所管機関に対する指摘事項等の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
地域スポーツ課 【川辺町（岐阜県川辺漕艇場）】	指摘事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 前回指導したにもかかわらず、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。 2 業務実施状況の現地確認を基本協定書で定められた月に行うべきところ、遅れて実施されていた。
高齢福祉課 【社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜県立寿楽苑）】	指導事項	岐阜県立寿楽苑の管理運営業務において、岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。
障害福祉課 【社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜県立陽光園）】	指導事項	岐阜県立陽光園の管理運営業務において、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。
障害福祉課 【一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会（岐阜県聴覚障害者情報センター）】	指摘事項	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 施設附属備品について、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。 2 基本協定書及び岐阜県聴覚障害者情報センター管理運営業務仕様書において 1 備品 265 千円以上の必要な賠償保険に加入することとされているが、賠償保険に加入すべき備品が明確化されておらず、基本協定書等の水準を満たす賠償保険に加入している備品はなかった。
産業デジタル推進課 【株式会社ブイ・アール・テクノセンター（テクノプラザものづくり支援センター）】	指摘事項	指定管理業務における現金管理において、次の不適正な事項が認められたので、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。 1 原則として現金受領の都度、入金伝票により処理し記録しなければならないところ、これを行っていなかった。 2 利用者から徴収した会場代等の現金を、経理責任者ではなく研修部で保管していた。

		3 出納責任者は、毎日小口現金の出納を締め切った後、小口現金残高を実査し、現金在高表を作成した上で小口現金残高と現金在高表とを照合しなければならないところ、これを行っていなかった。
地域産業課 【公益財団法人セラミックパーク美濃（セラミックパークMINO）】	指摘事項	セラミックパークMINOの管理運営業務において、指定管理者が来館者の車両を損傷させた毀損事故が発生し、損害賠償金50,501円（施設賠償責任保険）が支払われていたので、適正な施設管理について当該指定管理者への一層の指導を図り、事故防止に努められたい。
里川・水産振興課 【郡上市（清流長良川あゆパーク）】	指摘事項	清流長良川あゆパークに係る管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。 1 清流長良川あゆパークの管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得るべきところ、承諾を得ないまま第三者に業務を委託していた。 2 清流長良川あゆパーク管理運営業務仕様書に基づき、鍵管理台帳を作成し、施設の鍵の管理・保管を行うべきところ、鍵管理台帳を作成していなかった。